

(案)  
人権問題に関する市民意識調査

【調査ご協力のお願い】

市民の皆さんには、日頃から市政ご協力をいただき、ありがとうございます。  
岸和田市では、一人ひとりの人権が守られる「人権尊重のまちづくり」をすすめています。

この調査は、様々な人権問題について皆さまのご意見をおうかがいし、これからまちづくりに生かすために実施します。そこで、18歳以上の市民3,000名を無作為に選んだところ、あなたにお送りすることになりました。

調査は無記名で行い、個人名や回答内容の特定など、個人情報の観点からご迷惑をおかけすることはありません。ので、率直なご意見をお聞かせくださいようお願いします。

**ご記入にあたってのお願い**

- お送りした宛名のご本人がお答えください。お名前の記入は不要です。
- ご本人が記入できない場合には、ご本人の意思を反映してご家族の方などが記入してくださると幸いです。
- ご記入いただいた「調査票」は、同封の返信用封筒に入れて、  
**令和2年11月30日（月）までに郵便ポストに投函してください（切手不要です）。**
- 集計結果は市のホームページなどで公表する予定です。
- この調査に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

さほーと ひつよう かた  
サポートが必要な方へ

おお もじ ろうざひょうじよ  
大きな文字のもの、調査票や読みふりがながあるもの調査票外国語で書かれたものが  
ひつよう かた さ ぼーと ひつよう かた じんけん だんじょきょうどうさんかく か  
必要な方や読んだり、書いたりすることはサポートが必要な方は、人権・男女共同参画課  
でんわ  
(電話072-423-9562 FAX072-423-0108)へ電話してご連絡ください。

と あ さき  
[ お問い合わせ先 ]

きしおたし じみんかんきょう じんけん だんじょきょうどうさんかく  
岸和田市 市民環境部 人権・男女共同参画課  
でんわ  
電 話 : 072-423-9562 (直通)  
FAX : 072-423-0108  
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号  
メーリル : jinkens@city.kishiwada.osaka.jp



## 人権に関する考え方について

問1 あなたは憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか。(○はいくつでも)

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1 思っていることを世間に発表する | 2 税金を納める   |
| 3 目上の人へ従う         | 4 道路の右側を歩く |
| 5 人間らしい暮らしをする     | 6 労働組合をつくる |
| 7 わからない           |            |

問2 次のような意見について、あなたはどう思いますか。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思う	どちらかと思う	あまり思わない	そう思わない
① 葬儀の際の「清め塩」は必要だ	1	2	3	4
② 女性が土俵にあがれないのは、しきたりだから仕方がない	1	2	3	4
③ 運気をよくするために、占いや方角は参考にするほうがいい	1	2	3	4
④ 結婚相手を決める時は、本人本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい	1	2	3	4
⑤ 皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない	1	2	3	4
⑥ たんじりに女性（子ども以外）が乗るのはいけない	1	2	3	4

問3 人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどう思いますか。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思ふ	どちらかといえども	どちら思ひかないと いえば	そう思わない
① 権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている	1	2	3	4
② 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	1	2	3	4
③ 思いやややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する	1	2	3	4
④ <del>学校では、権利より義務を果たすことを教える方がいい</del>				
⑤ <del>学校では、人権だけ主張して義務をおろそかにするのはよくない</del>	1	2	3	4
⑥ <del>教師が児童・生徒を指導するために、時には体罰を加えることは必ずしも必要だ</del>	1	2	3	4
⑦ 個人の権利より、地域のみんなの利益を優先することが大切だ	1	2	3	4
⑧ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	1	2	3	4
⑨ 結婚前に <del>は</del> 隠して相手が同和地区【注1】(※)出身者か	1	2	3	4
⑩ どうか調べるほうがいい				
⑪ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ	1	2	3	4
⑫ <del>結婚に撮った写真をSNSで公開するなら、相手の同意はいらない</del>	1	2	3	4
⑬ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	1	2	3	4
⑭ 社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	1	2	3	4
⑮ <del>差別を問題化することによって、より問題が解決していくくなる</del>				
⑯ 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい	1	2	3	4
⑰ 差別されている人の話をきちんと聞く必要がある	1	2	3	4
⑱ 今の日本では、 <del>女性</del> 差別はもはや深刻な問題ではない	1	2	3	4

\*注は、この調査票の最後のページに記載しています。

問4 あなたのまわりには次のような人がいますか。（○はそれぞれ1つ）

	自分であるが 自身である	家族である	に親いし る友人	知人 している	出会ったこと がない	出会ったこと はあるが 関わったこと がない
① ニューカマー【注2】の外国人	1	2	3	4	5	6
② 在日韓国・朝鮮人	1	2	3	4	5	6
③ 同和地区出身者	1	2	3	4	5	6
④ 障害者	1	2	3	4	5	6
⑤ 性的マイノリティ（少数者）【注3】	1	2	3	4	5	6

障害のある人の人権について

問5 障害のある人の人権に関して、次のような意見があります。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思う	どちらかと いえはそう思 う	あまり思 わない	そう思 わない
① 障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ	1	2	3	4
② 支援が必要だとと思ったら、障害のある人がめずから意思表示する力がない	1	2	3	4
③ 企業には障害者の法定雇用率が定められているが、利益が第一のだから、雇用が進まなくても仕方がない	1	2	3	4
④ 災害などの緊急時には、障害のある人の対応ができるくてもあ とまわりになってしまふを得ない	1	2	3	4
⑤ 職場環境や勤務条件などを障害に合わせて働きやすくするため の配慮は当然だ	1	2	3	4
⑥ 障害がある人が結婚や出産、育児をするのは負担が大きすぎる 養成できない	1	2	3	4
⑦ 障害のある人が結婚したり、子どもを育てるときに周囲が反対 するのは問題だ	1	2	3	4
⑧ 入院中の精神障害者をもつと地域で共に暮らせるようにしなけれ ばならない	1	2	3	4
⑨ 自宅近くに障害者の作業所やグループホームの建設計画が持ち がつたら、それに反対する	1	2	3	4
⑩ 地域社会では、障害のある人への理解が十分に進んでおらず、 適切な配慮がされていない	1	2	3	4
⑪ 障害のある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得 られないのは問題だ	1	2	3	4
⑫ 学校や職場で障害に関する学んだり、障害のある人と積極的に 関わることは大切だ	1	2	3	4

## 地域で暮らす外国籍の人の人権について

問6 日本における外国人の人権に関して、次のような意見があります。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思う	どちらかと いえばそう思 う	あまり思 わない	そう思 わない
① 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない	1	2	3	4
② 日本の学校に通う外国人の子どもたちが、に、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある	1	2	3	4
③ 働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕方がない	1	2	3	4
④ 雇用者が外国人従業員と、職場では通称名(日本名)を使用させても問題はない				
⑤ 日本に住んでいるので以上、文化や生活習慣なども日本に合わせることは当然だ	1	2	3	4
⑥ 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある	1	2	3	4
⑦ 多言語による情報提供がなく、外国人住民が福祉などのサービスを受けにくいけれども仕方がない	1	2	3	4
⑧ 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ				
⑨ 外国人労働者が増えると、治安や風紀が悪くなる	1	2	3	4
⑩ 共生のためには、地域における交流を積極的に進めるべきである	1	2	3	4

問7-1 日本で暮らす外国籍の人へのヘイトスピーチ【注4】というと、あなたはどのようなものがあてはまると思いますか。(○はいくつでも)

1. 聲場などの公共の場で、差別的な発言や演説をすること
2. デモ行進で、差別的な発言や演説をすること
3. 不特定多数の人が集まる集会で、差別的な発言や演説をすること
4. 仲間たちの集まりや会員のみが参加する集会で、差別的な発言や演説をすること
5. インターネットを使って、差別的な発言や動画を発信すること
6. 他人の差別的な言動（インターネットを利用した発信を含む）をインターネット上で拡散すること
1. 公共の場やデモ行進で、差別的な発言や演説をすること。
2. 仲間たちの集まりや不特定多数の人が集まる集会で差別的な発言や演説をすること。
3. インターネットを使って差別的な言動を発信したり、他人の差別的言動をインターネット上で拡散すること。
7. 特定の国籍や民族の人がいるのに、いないものとしてその人が置かれる社会的立場や背景を無視して不適切な言動をすること
8. その他（具体的に：）
9. わからない

問7-2 ハイトスピーチについて、あなたはどう思いますか。(○はいずれか1つ)

1. 問題であり許されないと思う
2. 表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない
3. 問題はない
4. その他（具体的に：\_\_\_\_\_）

被差別部落（同和地区）出身者の人権について

問8 一般的に、世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか。  
(○はいくつでも)

1. 本人が現在、同和地区に住んでいる
2. 本人が過去に同和地区に住んでいたことがある
3. 本人の本籍地が同和地区である
4. 本人の出生地が同和地区である
5. 父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる
6. 父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある
7. 父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である
8. 職業によって判断している
9. その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
10. わからない

問9 あなたは、同和地区や同和地区の人に対する差別意識が、今でも残っていると思いますか。  
あなたのお考えに近いものを選んでください。(○はいずれか1つ)

1. 差別意識は現在あまり変わらず残っている
2. 差別意識はさらに強くなっている
3. 差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている
4. 差別意識はもはや残っていない
5. わからない

問10 同和問題（部落差別）の解決についてどう思いますか。あなたのお考えに近いものを選んでください。(○はいずれか1つ)

1. これは、同和地区の人の問題だから、自分には関係がない
2. 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる
3. 人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする
4. そっとしておけば自然になくなる
5. わからない

問11 結婚相手が同和地区の人であるということを理由に、家族から結婚を反対されている親戚がいるとします。あなたがその方から相談を受けた場合、どのような態度をとると思いますか。最もお考えに近いものを選んでください。（○は1つ）

1. 反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う
2. 迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚しなさいと言う
3. 慎重に考えなさいと言う
4. あきらめるように言う
5. どう言えばよいのかわからない
6. その他（具体的に：）

問12 あなたは、ここ5年くらいの間に同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。複数ある場合は、強く印象に残っているものを選んでください。（○は1つ）

1. 同和地区の人（子ども）とは、付き合っては（遊んでは）いけない
2. 同和地区の人とは、結婚してはいけない
3. 同和地区の人はこわい
4. 同和地区の人は無理難題を言う
5. 同和地区は治安が悪い
6. 住宅を購入する際、同和地区内の物件を避けた方がいい
7. 聞いたことはない →問13へ

問12-1～問12-2は、問12で「1」～「6」を選んだ人にお聞きします。

問12-1 それは誰から聞きましたか。主なものを選んでください。（○は1つ）

1. 家族
2. 親戚
3. 近所の人
4. 友人
5. 職場の人
6. 知らない人
7. その他（具体的に：）

問12-2 それを聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。（○は1つ）

1. そのとおりと思った
2. そういう見方もあるのかと思った
3. 反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった
4. 反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた
5. とくに何も思わなかった

**性的マイノリティ（少数者）の人権について**

問13 性的マイノリティ（少数者）の人権に関して、次のような意見があります。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思う	いどちらかと思う	そあまり思わない	そう思わない
① 同性同士の結婚も認められるのは当然だ	1	2	3	4
② 同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない	1	2	3	4
③ もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる	1	2	3	4
④ 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として待遇する必要がある	1	2	3	4
⑤ 学生の制服は性別に関係なくカート、ズボン（パンツ）を自由に選べる方がいい	1	2	3	4
⑥ 男性同性愛者には女性的な人が多い	1	2	3	4
⑦ 女性同性愛者には男性的な人が多い	1	2	3	4
⑧ 性同一性障害のために戸籍の性別変更を望む人は同性愛者である	1	2	3	4
⑨ 自分の身内には同性愛者はいてほしくない	1	2	3	4

インターネットによる人権侵害について

問14 インターネットによる人権侵害に関して、次のような意見があります。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思う	いどちらかと思う	あまり思わない	そう思わない
① 表現の自由に関する問題なので、安易に憲法の規制は有りべき ではない	1	2	3	4
② 表現の自由を守るよりも、SNS上の誹謗中傷の書き込みや 拡散行為をなくす方が大切だ	1	2	3	4
③ インターネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を 助長する深刻な問題行為だ	1	2	3	4
④ パソコンを利用するから個人情報からの教訓・ 中止啓発が必要だ	1	2	3	4
⑤ 差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行 った人に対しては、処罰をする法整備が必要だ	1	2	3	4

問15 パソコン、スマートフォン、タブレットなどインターネット端末で、次のような書き込み  
や内容を見かけたことはありますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください) いち  
はじめ印象に残っているものに1つ○をつけてください)

1. 個人を特定して、悪口や名誉をおとしめるような内容
2. 特定の地域に住む人について、悪口や名誉をおとしめるような内容
3. 差別を助長させるような内容 (OO(地名)地区はこわいなど)
4. 名前、住所、電話番号など個人を特定できる情報
5. 他人の私生活の公開などプライバシーを侵害する内容
6. 未成年者の犯罪について実名や写真を掲載
7. 児童ポルノ(子どもを被写体としたわいせつな画像など)
8. 援助交際(児童買春)などの相手を探している内容
9. 見たことがない → 問17へお進みください

問16 問15で「1~8」と答えた方にお聞きします。あなたはその書き込みや内容を見た後、  
どうしましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 何もしなかった
2. 情報を拡散した(「いいね!」や「リツイート」をした)
3. 同調するコメントを書き込んだ
4. 反論するコメントを書き込んだ
5. 家族や友人・知人などと話題にした
6. プロバイダーや警察に知らせた
7. その他(具体的に: _____)

### 住まいを選ぶときの考え方について

問17 あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっていても、次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。  
次にあげる①～⑧のすべてについてお答えください。(○はそれぞれ1つ)

	避けると思う	どちらかといえど 避けると思う	どちらかといえど 避けないと思う	全く気にしない
① 近隣に保育所（園）や幼稚園がある	1	2	3	4
② 近隣に老人ホームなどの高齢者施設がある	1	2	3	4
③ 近隣に精神科の病院がある	1	2	3	4
④ 近隣に障害者施設がある	1	2	3	4
⑤ 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる	1	2	3	4
⑥ 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4
⑦ 近隣に同和地区がある	1	2	3	4
⑧ 同和地区の地域内である	1	2	3	4

**様々な人権について**

問18 様々な人権に関して、次のような意見があります。それについて、1から4のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

	そう思う	どちらかと思う	そう思わない	そう思わない
① 夫婦間やパートナー間での暴力の問題は、家庭内または本人同士で解決すればよい	1	2	3	4
② 同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ	1	2	3	4
③ 岗場で、興味本位で結婚はまだか？ などするのはよくない	1	2	3	4
④ 子どもが3歳になるまでは、母親が育てるは育児に専念するほうがいい	1	2	3	4
⑤ いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある	1	2	3	4
⑥ インターネット上において、子どもだけで通信・交流することは禁止しあた方がよい	1	2	3	4
⑦ 子どもの教育環境が、保護者の経済状況によって左右されるのが問題だ	1	2	3	4
⑧ 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのはやむを得ないことだ	1	2	3	4
⑨ 高齢者がひとり暮らしを理由に、アパートやマンションなどへの入居を拒まれても仕がない	1	2	3	4
⑩ 福祉高齢者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ	1	2	3	4
⑪ 高齢者が恋愛や結婚をしたいと思うのは本人の自由だ	1	2	3	4
⑫ ニートやひきこもりは、本人自身に責任があると考えるのはよくないことだ	1	2	3	4
⑬ ホームレスの状態を続けているのは、本人の責任が大きい	1	2	3	4

あなた自身の体験・経験をお聞きします

問19 この5年位の間に、あなたは、他人の言動で不快な思いや不利益を受けたことがありますか？（○はいそれか1つ）

1 ある

2 ない



1に○をつけた人のみ、問19-4までお答えください。

問19-2 どのような言動を受けましたか？（○はいくつでも）

1. 結婚や就職の際に差別を受けた
2. あらぬ噂をされたり、他人から悪口を言われたりした
3. 仲間はずれや嫌がらせをされた
4. 暴力や虐待を受けた
5. 職場において能力が正当に評価されず不当な扱いを受けた
6. プライバシーを侵害された
7. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けた
8. 痴漢行為やストーカー（つきまとい）行為をされた
9. 就職の面接で、家族構成や家族の仕事などを聞かれた
10. その他（具体的に）
11. 覚えていない

問19-3 どのように対応しましたか？（○はいくつでも）

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1. 家族や友人に相談した     | 2. 職場の上司や同僚に相談した       |
| 3. 近所や地域の人に相談した   | 4. 市役所や法務局などの行政機関に相談した |
| 5. 弁護士に相談した       | 6. 学校の先生に相談した          |
| 7. 警察に相談した        | 8. 市民団体に相談した           |
| 9. 相手に抗議した        | 10. 我慢した               |
| 11. 何もしないでそのままにした |                        |
| 12. その他（具体的に）     |                        |
| 13. 覚えていない        |                        |

問19-4 あなたが相談した結果、問題は解決しましたか？（○はいそれか1つ）

1. 解決した

2. 解決しなかった

**人権に関する市の取り組みについて**

問1020 あなたは、人権問題の解決に向けた次のような本市の施策を知っていますか？

1または2のいずれかに○をつけてください。

	知っている	知らない
①広報きしわだ「人権の窓」	1	2
②広報きしわだに様々な相談窓口の案内が掲載されていること	1	2
③人の輪【注5】	1	2
④人権を考える市民の集い【注6】	1	2
⑤人権を守る作品展【注7】	1	2
⑥校区別人権問題研修会「なるほど！人権セミナー」【注8】	1	2

問1020-2 それぞれの施策について、どのように感じましたか。1から4のいずれかに○をつけてください。

	役に立った 利用(参加)して	役に立たなかつた 利用(参加)したが	利用(参加)しない 必要がないので	利用(参加)したい 機会があれば
①広報きしわだ「人権の窓」	1	2	3	4
②市の様々な相談窓口	1	2	3	4
③人の輪	1	2	3	4
④人権を考える市民の集い	1	2	3	4
⑤人権を守る作品展	1	2	3	4
⑥校区別人権問題研修会「なるほど！人権セミナー」	1	2	3	4

## あなた自身のことについて

**問2021** あなたご自身のことについておたずねします。①、②について、あてはまるところに○をつけてください。○をつけにくい場合は、ご記入ください。

①性別 男 · 女 · ( )

②年齢 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上

岸和田市の人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望等がありましたらご記入ください。

ご協力くださいまして、どうもありがとうございました。



## この調査で使用している用語について

### ■【注1 同和地区】

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが積極的に進められてきました。その際、取り組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この調査の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示しています。

### ■【注2 ニューカマー】

1980年代以降に、様々な目的を持って新たに来日し定住した外国人を、他の定住外国人と区別してニューカマーと表現するようになりました。

労働権の保障や安心・安全な生活の保障など、ニューカマーには多くの課題があります。

日本による朝鮮植民地支配に、直接的、間接的に歴史的なルーツをもつ人やその子孫(オールドカマー)とは来日の背景や定住に至るまでの経緯が異なるため、抱える課題にも違いがあります。

### ■【注3 性的マイノリティ(少数者)】

性には、生物学的な性(からだの性)、性自認(こころの性。自分の性をどのように認識しているか)、性的指向(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか)の3つの要素があります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

生物学的な性と性自認が一致している人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされ、これらにあてはまらない人がマイノリティ(少数者)とされています。

## ■35

### ■【注4 ヘイトスピーチ】

特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動のことです。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」では、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消を国や地方公共団体の責務としています。なお、職場で行われる、特定の人種、民族、国籍に係わる嫌がらせや「不適切で配慮に欠ける言動」はレイシャルハラスメントと言われ、身近に起こりうる人権問題の1つとなっています。

### ■【注5 人の輪】

毎年3月の第3日曜日の新聞折込で配布している人権啓発紙です。

### ■【注6 人権を考える市民の集い】

毎年12月4日から10日までの人権週間に、マドカホールで講演会などを開催します。

### ■【注7 人権を守る作品展】

毎年12月4日から10日までの人権週間に、マドカホールで人権尊重をテーマにしたポスターや標語の入選作品などを展示します。

### ■【注8 校区別人権問題研修会「なるほど！人権セミナー】

毎年10~11月に市内20カ所で開催する、ドラマの視聴などによる研修会です。

